

全員協議会次第

令和5年12月11日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長

2. 挨拶
内藤議長

3. 協議事項

- 1) 三芳町健康づくり推進計画(後期計画)(案)について
- 2) 三芳町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について
- 3) 三芳町障がい者福祉計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画について
- 4) 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取り扱い等について
- 5) 意見書の調整について

4. 報告事項

- 1) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (11:38)
細谷副議長

令和5年12月11日(月)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議 員	久 保 健 二	議 員	吉 村 美津子
議 員	光 下 重 之	議 員	小 松 伸 介
議 員	桃 園 典 子	議 員	池 上 義 典
議 員	牛 丸 藍 子	議 員	菊 地 浩 二
議 員	増 田 磨 美	議 員	本 名 洋
議 員	長 野 真寿美	議 員	林 善 美
議 員	細 田 三 恵		
議 長	内 藤 美佐子	副 議 長	細 谷 光 弘

欠席議員

な し

説明者

健康増進課長	池 田 康 幸	健康増進課副課長	廣 澤 寿 美
健康増進課母子保健担当主幹	仲 野 真由美	健康増進課介護保険担当主幹	小 林 絵里子
健康増進課健康長寿担当主幹	高 市 朋	福祉課長	西 山 大 介
福祉課福祉支援担当主幹	細 野 良 太		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡 司 道 行	事務局書記	山 田 亜矢子
------	---------	-------	---------

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。
○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。土、日は皆さん、いかがでしたでしょうか。お天気がよくて暖かくて小春日和で、本当にコートが要らないほど暖かかったのですが、今日はちょっと寒くなっております。8日の日に一般質問、14名今回終わりました、もうあとは残すのは14日の閉会、最終日というふうになります。今みなさん議案の勉強でお忙しくされているのかなというふうにも思います。昨日ちょっと私用事があったので都内に出たのですが、本当にどこもかしこも人いっぱいです。クリスマスオーナメントというのですか、クリスマスマーケットというのですか、すごい人ばかりで、去年までコロナだったのかしらって思うぐらい人は出ています。この暖かい中でお子さん連れだとか、小さいお子さんを連れの方もたくさんおられました。ちょっとびっくりしながら帰ってきたのですが、私たちには14日まではこの忙しい議会がございますので、その後にも皆様方もいろんなところでお楽しみがあればそれはそれでいいかなというふうにも思います。

今日は全員協議会ということで、たくさんの方の計画が今町のほうもつくられておりますけれども、その件について説明をしていただこうと思っておりますので、何とぞ最後までよろしくをお願いいたします。

以上です。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎三芳町健康づくり推進計画（後期計画）（案）について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、全員協議会を始めさせていただきます。今日は、全員出席していただいております。ありがとうございます。

協議事項5点ございます。まず、1点目の三芳町健康づくり推進計画（後期計画）（案）についてということで、健康増進課よりまず説明をいただきます。1点目ということでよろしくお願ひします。

池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） おはようございます。健康づくり推進計画（後期計画）（案）につきまして策定途中ではございますが、内容のご報告をさせていただきたいと思ひます。モアノートでご説明のほうをさせていただきます。よろしいでしょうか。まず、計画策定の根拠でございますが、三芳町健康づくり推進条例第13条に定める健康づくり推進計画でございます。計画期間は令和元年度から令和10年度であり、令和元年度から令和5年度を前期計画、令和6年度から令和10年度が後期計画となります。令和5年度の策定過程でございますが、健康づくり推進会議を3回実施しており、今後一、二回実施する予定でございます。

パブリックコメントにつきましては、1月下旬からの実施を予定しております。

計画の全体像につきましてご説明いたします。なお、本日は資料のページとモアノートのページが一致していませんので、資料のページ数のほうでご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、第1章、計画の考え方を明記してございます。1ページは計画の目的を、2ページに関しましては基本理念を、4ページに関しましては基本理念の実現に向けた3つの視点を、8ページにつきましては柱となる健康づくり施策を、9ページは視点を基にした取り組みを、10ページは全体構成のイメージ図を、12ページにつきましては計画の位置づけとなっております。なお、第5次総合計画という部分がまだ文言上残っておりますが、こちらは第6次総合計画に読み替えて策定のほうは行う予定でございます。

続きまして、第2章につきましては、14ページでございます。評価指標の設定、(2)といたしまして評価指標の考え方、(3)といたしまして施策のめざす目標を記入してございます。

続きまして、15ページにつきましては、計画全体に対する評価指標と目標値という形になっております。

第3章につきましては、6つの重点施策と現在のところしております。世代に応じた食育の推進、生活習慣病対策の推進、総合的ながん対策の推進、歯科口腔保健対策の推進、社会とのつながり・こころの健康、親と子の健康づくりとなっております。

16ページ、世代に応じた食育の推進につきまして簡単にご説明させていただきますと、住民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、3つの施策と7つの主な取り組みを掲げております。

続きまして、20ページ、生活習慣病対策の推進では、幅広い世代が健康になれる環境づくりを目指し、2つの施策と4つの主な取り組みを掲げております。

続きまして、23ページでございます。総合的ながん対策の推進では、住民一人一人が自分の生活習慣を見直し、改善に向けた取組を実践できるような支援の強化を目指し、2つの施策と8つの取り組みを掲げております。

続きまして、27ページ、歯科口腔保健対策の推進では、健全な口腔機能を保てるよう生涯にわたり口と歯の健康づくりの取組を目指し、2つの施策と6つの主な取り組みを掲げております。

続きまして、30ページでございます。社会とのつながり・こころの健康では、住民一人一人が地域コミュニティとの関わりを促進できる取組を目指し、3つの施策と7つの主な取り組みを掲げております。

続きまして、33ページ、親と子の健康づくりでは、子供の健やかな成長や親への子育て支援のさらなる充実を図ることや、地域における出産や子育てしやすい環境づくりを目指し、2つの施策と8つの取り組みを掲げております。

続きまして、37ページでございます。第4章からは、その他の施策とし、感染症予防対策の推進、健康長寿の推進、健康危機管理の向上、その他となっております。感染症予防対策の推進では、住民一人一人が感染症に対する正しい知識を持って予防策を実践し、町は感染症を予防し、感染拡大を防ぐ対策を推進する取組を目指し、2つの施策と5つの主な取り組みを掲げております。

続きまして、39ページは健康長寿の推進でございます。人生100年時代に向け、主にフレイル予防や生活習慣病対策を推進する取組を目指し、2つの施策と5つの主な取り組みを掲げています。

続きまして、41ページになります。健康危機管理の向上では、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、住民の生命と健康の確保に万全を期するためにふだんから健康危機管理に対する意識を高め、発生時の正しい情

報の下、適切な行動が取れることを目指し、2つの施策と4つの主な取り組みを掲げております。

43ページ、その他では喫煙や習慣的な飲酒の害、薬物に関する正しい知識を持ち、禁煙や受動喫煙の防止、適量飲酒の実践、薬物使用の防止に努めることを目指し、たばこ、アルコール対策、薬物乱用防止対策について3つの主な取組を掲げております。

簡単ではございますが、以上で健康づくり推進計画（後期計画）（案）の主な概要についての報告を終わります。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

大変長い計画書なのですが、今かいつまんでいろいろお話をさせていただきました。この件については先にパブリックコメントが月末ですか、1月末……課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 1月下旬を予定しております。

○議長（内藤美佐子君） 1月下旬ですね。ということで、今日は一応これ報告という形なのですが、今の報告に対して確認をしておきたいこと、またはここをもう少し詳しく聞きたいというようなところがあれば、質疑は認めさせていただきますので、挙手の上発言してください。いかがですか。大丈夫ですか。

では、吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。

○議長（内藤美佐子君） ページ数よければ。

○議員（吉村美津子君） 1点だけ観点でちょっとお伺いしたいのですが、「充実して暮らすことができる」というタイトルとかありますけれども、実際に健康でいたいというのは誰もの思いで、ただ憲法25条でも文化的な生活を営む権利を有するってありますけれども、憲法の25条に基づいて、暮らしが大変なのが現状なので、年金は減るし、物価は上がるし、そういった大変なところがあるからこそ病気にもなりやすいと思うのですが、そういった憲法25条の観点からどんなふうにこれを考えているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 難しい質問ですが、

池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） ちょっと憲法25条との関わりとなると、個別計画ですので、お答えするのが非常に難しいと感じているのが事実でございます。ただ、今議員がおっしゃっていただいた「充実して暮らすことができる」という部分に関しましては、計画書の3ページを御覧いただきたいと思います。こちら今マーカーで示させていただいている「充実して暮らすことができる」という部分に関しましては、「自分の生活環境において、生きがいを持ち、地域や家庭での自分の役割をみいだしながら、生き生きと毎日を暮らしていることを意味する」というような形でこの計画上は読ませていただいておりますので、そのところでご理解いただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

例えば22ページだけではないのですが、評価指数とめざす目標値について前期のやつと内容が変わ

っている部分、差し替わっている部分があるのですけれども、前回の目標値について達成割合とか、そういったものはどこかそれをお示しするところがあるのかというのをまず聞きたかったのですが。

○議長（内藤美佐子君） 池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

前回との数値の変化の部分に関しましては、最終的な資料として設ける予定ではございます。今回評価指標とめざす目標値が変わっているところが幾つかございますが、その部分に関しましては健康づくり推進会議のほうの委員との懇談というか、会議の中で差し替えているというようなことをご理解いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） あと、LWC Iについて説明というのは特に要らない。

○議長（内藤美佐子君） 池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

ありがとうございます。確かにその説明は必要かなと今ご質問いただいて思いましたので、どこかに注釈か何かに入れておきたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） あと、主な取組について前期と何か特別変わったところというのはあるのかというのをちょっとお聞きしたい。

○議長（内藤美佐子君） 池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

基本的には後期計画ですので、前半部分に関しましては大きな変化というのがございません。ただ、6つの施策の部分からに関しましては内容のほうが幾つか入れ替わっている部分というのがございます。また、今後健康づくり推進会議のほうを基にここのところが6つのなのか、今7つののかという議論が出ておりますので、そこら辺を示して最終的にはパブリックコメントのほうを上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

それでは、ほかにはなしということでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、この1点目、三芳町健康づくり推進計画（後期計画）（案）については閉じさせていただきます。

ここで、暫時休憩します。

（午前 9時44分）

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

◎三芳町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

○議長（内藤美佐子君） それでは、協議事項の2）です。三芳町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、この件についても報告を求めます。

池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 引き続きよろしく願いいたします。

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）につきまして、策定途中ではございますが、内容についてご報告いたします。計画策定の根拠でございますが、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。計画期間は、令和6年度から令和8年度の3か年でございます。令和5年度の策定過程でございますが、介護保険推進委員会を4回実施しており、今後2回実施する予定でございます。パブリックコメントにつきましては、12月下旬頃から実施を予定しております。

計画の全体像につきましてご説明させていただきます。なお、先ほどの資料と同様、本日は資料のページとモアノートのページが一致しておりませんので、資料ページにてご説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず、目次でございます。第1章、計画の策定及び進捗管理を、第2章は高齢者を取り巻く現状を、第3章は計画の基本的な考え方を、第4章は高齢者福祉施策の展開を、第5章は地域支援事業の展開を、第6章は介護保険サービスの展開となっております。なお、介護保険料に関する内容につきましては、現在国からの介護給付費の情報を待っている状況であり、ここが示されてから事業費を見込み、積算のほうを行っていきたいというふうに考えております。ですので、実際の計画の部分に関しましては、第7章が介護保険の保険料の情報が入るということでご理解いただければと思います。

それでは、概要について簡単ではございますが、ご説明させていただきたいと思います。

まず、第2章からご説明させていただきます。高齢者を取り巻く現状を明記しております。本計画策定時における状況につきましては、高齢者人口は1万773人、高齢化率は28.7%、高齢者人口構成比は65歳から74歳が43.3%、75歳以上が58.7%となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。介護給付費の推移でございます。第7期介護保険事業計画の最終年であります令和2年度と令和4年度では約1億7,800万円の増加という形でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。要支援・要介護認定者の推移においては、団塊の世代が75歳になる令和7年度から上昇が見込まれる状況でございます。

第3章につきましては、計画の基本的な考え方を明記しております。53ページをお願いいたします。本計画の基本理念でございますが、「高齢者が生きがいをもって、楽しく暮らせるまち」といたしました。

続きまして、54ページをお願いいたします。基本目標は4点でございます。1点目、いきいきと活動する地域づくり、2点目、暮らしやすい環境づくり、3点目、住み慣れた地域でその人らしく暮らせるまちづくり、4点目、介護保険制度の安定的な運営でございます。

第4章につきましては、福祉課長よりご説明いたします。

○議長（内藤美佐子君） 福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） 福祉課、西山です。よろしくお願いいたします。

第4章につきましては、高齢者福祉施策の基本方針を明記しており、主に介護保険法以外の町の事業を明記しております。

62ページを御覧ください。1点目の高齢者の活動支援は、高齢者の活躍の場づくり、高齢者の生きがいづくりを明記しております。

66ページを御覧ください。2点目の地域福祉の充実は、高齢者福祉事業、民生委員・児童委員による見守り活動事業等を明記しております。

73ページを御覧ください。3点目の安全・安心の確保は、安全・安心のしくみづくり、防災・防犯のまちづくり、感染症対策の推進を明記しております。

第5章から、また健康増進課長よりご説明をいたします。

○議長（内藤美佐子君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） では、79ページをお願いいたします。第5章、地域支援事業の展開を明記しております。こちらは、主に介護保険法に基づく町の事業を明記しており、重点施策として5つを掲げております。

80ページをお願いいたします。1点目の介護予防・日常生活支援総合事業の推進につきましては、主に介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、保健事業と介護予防の一体化事業を明記しております。

87ページをお願いいたします。2点目の日常生活を支援する体制の整備では、生活支援体制整備推進協議体、こちらはささえあい・みよしでございますが、その設置と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を明記しております。

90ページをお願いいたします。3点目の在宅医療・介護連携の推進につきましては、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、在宅医療・介護相談窓口による支援、在宅医療・介護サービスの情報の共有支援等を明記しております。

95ページをお願いいたします。4点目の認知症施策の充実につきましては、認知症サポーター養成講座、チームオレンジによる体制づくり、認知症初期集中支援チームの活用、認知症カフェ、若年性認知症等に対する支援等を明記しております。

102ページをお願いいたします。5点目の相談支援体制の強化につきましては、地域包括支援センター業務、認知症サポートセンター業務、介護に取り組む家族等への支援の充実、権利擁護を明記してございます。

簡単ではございますが、以上で高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）の主な概要についての報告を終わります。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございました。

これもパブリックコメントは、もう12月下旬から始まるということで。

池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 12月下旬を予定。12月の下旬。

○議長（内藤美佐子君） 12月下旬でよろしいですね。

○健康増進課長（池田康幸君） はい。12月の下旬。

○議長（内藤美佐子君） 介護保険料のところはまだということですが、そこは入るのですか。
池田課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 介護保険料関係に関しましては条例案件となりますので、パブリックコメントの部分に関しては、そこは削除しております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 了解です。承知しました。

ほかに皆さんのほうで報告に対して確認をしておきたいことございませんか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 高齢者の施策のほうなのですけれども、これを作成する前に住民からアンケートをしているのではないかなと思うのですけれども、それはアンケートはしたのかどうかお伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

アンケートのほうは実施しております。この計画のほうにもアンケート結果は明記しておりまして、今ちょっと探します。冊子のほうの22ページからがアンケート結果の主な概要となっております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 調べればいいのですけれども、ごめんなさい、アンケートを出した人数と回答の人数がもし分かればお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 記載がありますか。

健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

詳細な部分に関しましては、こちらの冊子の22ページに今回のアンケートの部分に関する配布数、有効回収数と有効回答率が明記してございますので、御覧いただけたらと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 載っておりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、この件も終了して大丈夫でしょうか。

それでは、2）、三芳町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）についての報告をここで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午前 9時56分）

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午前 9時57分）

◎三芳町障がい者福祉計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳

町障がい児福祉計画について

○議長（内藤美佐子君） それでは、協議事項3）です。三芳町障がい者福祉計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画について、この説明、報告をお願いいたします。

福祉支援担当主幹、細野主幹。

○福祉課福祉支援担当主幹（細野良太君） 私、細野のほうからこちら、三芳町障がい者福祉計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画についてお話をさせていただきます。

まず、こちら3つの計画について一体的に策定している計画でございます。1つ、三芳町障がい者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づくもので、障がい者施策の基本計画として策定をしているものです。続いて、三芳町障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法に基づく計画となっております。障害福祉サービス等を計画的に提供するための実施計画となっております。続いて、三芳町障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法に基づくものでございまして、障がい児におけるサービス等を計画的に提供するための実施計画となっております。この3つの計画いずれも国や県との計画と整合性を図る必要があるものでございます。厚労大臣の告示といたしまして、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というものが示されておまして、こちらで都道府県及び市町村におきましては、基本指針に則して原則3か年の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定することとなっております。こちら策定のスケジュールといたしましては、三芳町福祉計画策定審議会を置きまして、年4回の会議を開催、もしくは開催予定となっております。今後1回分開催を予定しております。パブリックコメントにつきましては、これまでご案内いたしました計画と同時期、12月下旬から実施を予定しております。

それでは、計画の全体像につきましてご説明をさせていただきます。こちらもちょうと資料のページとモアノートのページが一致していませんが、資料のページに基づきましてご説明をさせていただければと思います。

まず、目次を御覧いただければと思います。計画の構成といたしましては、まず第1章に計画の策定について、第2章で障がい者を取り巻く状況について、第3章で計画の基本的な考え方について、第4章で施策の展開について、第5章で障がい福祉サービスの推進について、第6章で計画の推進についてということで記載をしております。

続きまして、3ページ、御覧ください。計画策定の背景・趣旨ということで、もともと平成19年3月に障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画を策定したということが一番最初の始まりでございます。そこから障害者自立支援法であったり、障がい理由とする差別の解消の推進ということで障害者差別解消法ですとか、改正された障害者総合支援法で地域生活を営むことができるような生活と就労に関する支援の充実を図るものと、児童福祉法の改正による障がい児の支援ニーズの多様化に対応するための支援の充実というようなことで計画の変遷があったところでございます。現在は令和3年から三芳町障がい者福祉計画、第6期三芳町障がい福祉計画、第2期三芳町障がい児福祉計画というような形で実施をしております。今回この策定期間の満了を迎えることで三芳町障がい者福祉計画、第7期三芳町障がい福祉計画、第3期三芳

町障がい児福祉計画の策定という形につながっておるところでございます。

続いて、10ページを御覧いただければと思います。こちらで障がい者数の推移ということでご案内をしております。現在三芳町の町内でいわゆる障がい者の手帳をお持ちになっている方の人数を示しているところでは、身体障がい者につきましては1,038人、知的障がい者については272人、精神障がい者については353人というところになっております。

続きまして、17ページを御覧ください。こちら17ページで町内の障害者手帳をお持ちの方に対して、アンケート調査を実施しております。こちらにつきましては、有効回収数としましては761票、有効回収率としては50.5%という形になっております。内容について詳しくお話しませんが、ご確認をいただければと思います。

続きまして、33ページ、こちらにおきましては、団体ヒアリングということで、障がいのある方、もしくはその支援団体からご意見を頂戴しております。対象となっている団体は6団体というところで示しておるところでございます。

続きまして、36ページ、施策の実施状況ということで、前計画、令和3年度から5年度における施策について、7つに大別して取組を記載しておるところでございます。

続きまして、42ページ、こちらで施策を進めていく中での反省やアンケート結果などから取り組むべき課題について記載をしておるところでございます。

続いて、47ページ、こちらで本計画の基本理念について示しているところでございます。基本理念といたしましては、「三芳町に暮らす障がいのある人もない人も全ての人が、お互いを認め、理解しあい、支えあいながらともに生活する社会（共生社会）の実現を目指します。」といった基本理念を掲げておるところでございます。

次のページ、48ページにおきまして、計画の基本目標について7つ示しておるところでございます。1つは、情報・相談・権利擁護の充実、2つ目、生活支援サービスの充実、3つ目、保健・医療体制の充実、4つ目、障がい児支援の充実、5つ目、社会参加への支援、6つ目、安全・安心な生活環境の整備、7つ目、地域福祉の推進といった形で示しております。これらの具体的な施策につきましては、第4章、51ページ以降で示しておるところでございますので、ご確認いただければ幸いです。

続きまして、75ページ、こちら75ページにおきましては、障がい福祉サービスの推進ということで、サービスの見込み量と確保策について示しております。幾つか大別して訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、障がい児通所支援、障がい児相談支援といったような形でご案内をしております。

続いて、81ページにおきましては、地域生活支援事業の見込み量と確保策について示しております。

続きまして、84ページ、こちらでは令和8年度に向けての目標値について示しております。国の基本指針の考え方と県の考え方それぞれに合わせながら目標値を設定しておるところでございます。

最後に、95ページにおきまして、第6章の計画の推進についてということで、計画の推進のためにどのような体制整備を行っていくかというようなところを示しているところでございます。

計画の説明としては以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 終了でいいですか。

では、今るる説明していただきましたけれども、またこの報告に対する確認したいことがございましたら挙手にてお尋ねください。

いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

それでは、3)の三芳町障がい者福祉計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画についての報告はこれにて終了させていただきます。

◎障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取り扱い等について

○議長（内藤美佐子君） 引き続き4)に移ってよろしいでしょうか。

それでは、4)の障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取り扱い等についてということで説明をしていただきます。

福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） 改めまして、福祉課、西山です。よろしくお願ひいたします。障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取り扱い等についてご説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、経緯になりますが、令和5年10月4日、こども家庭庁及び厚生労働省から発出されております国からの事務連絡のほうを御覧ください。この事務連絡によりますと、社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことが考えられるとなっております。

また、市町村が社会福祉法人へ委託して実施する障害者相談支援事業は消費税の課税事業であること、また自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当を加えた金額を受託者に支払う必要がある旨示されました。

続きまして、図の資料を御覧ください。図に沿ってご説明のほうをさせていただきたいと思ひます。まず、平成24年の障害者自立支援法の改正により障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、相談支援体系が見直されました。その際に社会福祉法上の社会福祉事業の位置づけではなくなり、課税事業となりました。これが図でいうところの市町村という枠のものになります。一方、社会福祉法人等の民間が主体となる一般相談支援事業や特定相談支援事業、民間事業者はこの青の部分になりますが、こちらは社会福祉法上の事業として非課税事業となっております。この市町村が行う相談支援事業につきましては課税事業であり、市町村が民間事業者に委託を行ったとしても、民間事業者の一般相談や特定相談支援事業とはならず、委託料に対し消費税が課税されるというものでした。この部分に関し町も受託者である民間事業者も誤認をしており、非課税事業として取扱いを行ってしまっておりました。ここが民間事業者枠の黄色の部分になります。そのため、先ほどご説明いたしました令和5年10月4日こども家庭庁及び厚生労働省の事務連絡になりますが、民間事業者に委託する場合、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要がある旨示されており、この事務連絡に倣って消費税相当額を支払おうとするものになります。

事務連絡が発出された後の対応といたしましては、他市町村民間事業者と調整のほうを図ってきました。

また、同時に社会福祉法に関係する委託料を確認したところ、相談支援事業以外に社会福祉法人等への委託事業の一部で消費税を支払っていないものがあることが判明いたしました。これらも社会福祉法の事業と関連が深いものであり、町も民間事業者も誤認をしてしまっていたものと考えております。対象事業及び対象法人数は、記載のとおりになります。

また、今回計上をさせていただいた補正予算額は、合計といたしまして未払い消費税額といたしまして2,031万333円という形になっております。補正予算を可決していただければ、委託契約の変更契約を行い、法人へ消費税の支払い、法人が税務署のほうに修正申告を行うという流れになります。その後延滞税のほうが判明いたしましたら、3月議会で改めて補正予算を提出させていただければというふうを考えております。

説明は以上になります。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

これ……では、福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） ごめんなさい。先ほど補正予算額の合計額、私ちょっと読み間違えました。未払い消費税額2,031万330円になります。すみませんでした。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

この件は議案に関わるものではあるのですが、少しお尋ねさせていただいてもよろしいでしょうか。これ議案に関わるようなところはちょっとあれなのですが、経緯等をもう少し詳しく聞きたいということがもしあれば挙手にて聞いていただければと思います。

では、本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございます。

多分議案大丈夫だと思うのですが、補正予算額、今課長がおっしゃいましたけれども、平成30年からということなのですが、それ以前については、平成30年より前の部分は消費税として支払う必要ないのかどうかお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） お答えいたします。

基本的に修正申告で遡りが5年間という形になっておりますので、平成30年までという形になっております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

多分遡れるのは5年かと思うのですが、ただ実際法律上は5年まで遡ればよいと思うのですが、本来であればそれ以前も発生していたというふうに、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） お答えいたします。

基本的にはそういう、議員さんがおっしゃった形だと思います。

○議長（内藤美佐子君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

町が誤認と言っていましたけれども、何か消費税を取る必要があるのかどうかすごく疑問なのですけれども、町がやってきたのでいいのかと思っているのですけれども、国のほうがそういうふうに行っているのだから仕方ないと思うのですけれども、非課税であるべきだと思うのですけれども、なぜ、売買ではないですよ、相談事業ですから。なぜ消費税がかかってくるのか、その辺ちょっと申し訳ないのですけれども、もし分かればお伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） お答えいたします。

基本的に社会福祉事業ということで非課税というものが多いかと思うのです。その非課税というものがいわゆる社会福祉法に基づく第1種社会福祉事業、もしくは第2種社会福祉事業、そちらのほうに当てはまるかどうかというところになってくるかと思えます。今回の件につきましては、国のほうとしまして第1種及び第2種の社会福祉事業として認めていないというような判断を国のほうが行っております。その関係上、委託料という中で消費税のほうが含まれるというふうな国の解釈になっております。

○議長（内藤美佐子君） では、ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

対象事業、対象法人というところで伺います。対象事業が5事業と法人が8法人ということであります。これ事業としては全てある中でこの数字なのか、それともここに該当しない法人もあるのかどうか。意味分かりますか。全てがここに含まれていますか、町の町内の事業としては。

○議長（内藤美佐子君） 対象法人ということですね。

○議員（桃園典子君） はい。

○議長（内藤美佐子君） 全て対象法人は含まれているかということです。

西山課長。

○福祉課長（西山大介君） 今回判明いたしました法人全てという形になっております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 経緯のところなのですけれども、10月4日に事務連絡があったということなのですが、この福祉事業はかなり前から行われているので、消費税が導入されて以来ずっと、その頃はこども家庭庁はなかったわけなのですが、厚労省とか何かも気がつかないでずっと今まで来て、ここで10月と書いてあるから、結局インボイス導入との関わりで精査してみたらそういうことが分かったという、簡単に言うとそんな経過なのかなって勝手に思ったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） 実際のところを国がどういう形でこの通知を出されたかというのは、私のほうでもちょっと判断は致しかねるところではあります。

○議長（内藤美佐子君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 分かりました。ということで、これは私たち三芳町だけの問題だけではなくて、例えばお隣の市なんかと同じような状況にあるということなのではないでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 西山課長。

○福祉課長（西山大介君） お答えいたします。

新聞報道等、もしくはインターネットで私のほうで調べた限りというところでお答えさせていただきたいと思えます。自治体名というのはちょっと出ておりませんでしたので、市の数という形でお答えさせていただきますが、例えば愛知県に関しましては全部で38の市があるというお話なのですが、38の市のうち31の市が非課税として取り扱っていた。それ以外にも福島県であれば14市町村、岐阜県であれば21個の市のうち12個の市、三重県であれば14の市のうち5個の市といったように、どうしても全国的な形になっております。埼玉県に関しましては、今現在越谷市のみが報道されているところです。今後埼玉県内でも出てくる可能性というのは大いにあり得るかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですね。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今の部分のお話なのですけれども、こういった福祉事業2市1町にまたがるような事業も結構あると思うのですけれども、富士見市、ふじみ野市のほうも同じような状況なのではないでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） そうですね。基本的にはお話のほうはさせていただいてはおります。ただ、その部分に関しまして2市1町のほうで調整のほうを図ってきております。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど県内では越谷というお話もあったのですけれども、だから富士見、ふじみ野もやはり三芳と同じように非課税にしていたので、その調整を図ったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 福祉課長。

○福祉課長（西山大介君） お答えいたします。

補正のタイミングに関しましては、各市町村、いろんな市町村ありますけれども、2市1町に関してもそうですが、補正のタイミングというのはそれぞれの自治体の判断になってくるものというふうに考えております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

あとは、きっと議案にもなるので、あまり詳しくはどうか、でも細谷議員ちょっと手が挙がっていますので、注意しながら質問してください。

細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） 駄目だったら答えなくていいのですけれども、この対象の法人の8法人なのですが、全て課税対象のと課税対象ではない売上げというが消費税あると思うのですが、全部消費税を払う事業者全部がそうということで、こちらでお払いした過年度分の未払い消費税については修正申告して単に税務

署に払うという形で合っているのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 西山課長。

○福祉課長（西山大介君） 基本的にはそのような感じと考えております。基本的には、委託料に対して消費税のほうを支払うという形になっておりますので。

○議長（内藤美佐子君） 細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） だから、その業者が課税業者なのかどうかというのは、確認はしているということではないのですか。

○議長（内藤美佐子君） 西山課長。

○福祉課長（西山大介君） 事業そのものが課税という形になっております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） あとは、では議案になりますので、もう少し調べて、もし議場で何か聞きたいことあれば議場で聞いていただければと思います。

では、一応4）、障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取り扱い等についてはここで閉じさせていただきます。

暫時休憩します。

（午前10時24分）

○議長（内藤美佐子君） 再開をいたします。

（午前10時24分）

○議長（内藤美佐子君） 時間がもうそろそろ1時間たちますので、ここで15分間休憩を取ります。

（午前10時25分）

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午前10時39分）

◎意見書の調整について

○議長（内藤美佐子君） 続きまして、意見書の調整についてを協議事項といたします。

今回意見書の案が2本示されております。先に入ったものが桃園議員が出されました食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書ということで、順番に。その後、2本目が教員不足を解消し豊かな教育を保障することを求める意見書ということで、2本でございますので、1本目、まず桃園議員の意見書を説明をお願いいたします。

○議員（桃園典子君） 私のほうからは、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）の提案理由の説明をさせていただきます。

全文を読ませていただきます。食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する

普及・啓発が進められてきた。一方で、農水省が公表しました令和3年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳ですが、事業系の食品ロス量が279万トン、家庭系の食品ロス量が244万トンとなっており、現在世界で約8億人が飢餓に直面していると言われている中で、国連世界食糧計画では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食糧支援を行っております。日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられている食料が、その食料支援をしている480万トンの1.1倍以上になっている、その現状があります。

また、食品ロスの削減の必要性というのは、気候変動対策としても大変に重要で、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸、小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響が決して少なくない現状があります。

このことから政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求めるといふ、そういう意見書となっております。5項目ございます。

1項目めが、事業者と一体となったエシカル消費の普及促進。賞味期限や消費期限に近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロス削減の計測・公表の体制を拡充し実効性を強化していくこと。

2項目めが、食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大。食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる、容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。

3項目めは、在庫食品や未利用食品の寄附の普及の拡大。これは食品ロス防止のために子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業からの在庫食品の寄附促進や、フードドライブ等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。

4項目めは、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援。事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管をし、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジの設置や運営等への支援制度を整備すること。

5項目めが、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用。これは食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む自治体等の事業に対し、積極的な支援を展開すること。この5項目を提案するものであります。

このたびの意見書なのですけれども、項目的にはきっと皆さん目にされている取組の内容かとは思いますが、私もおもこの食品ロスのこと、ここには法律の上で2019年の10月に施行されたとあり、そこからどのようにこの食品ロスが変化をしているのかというところで調べたのですけれども、これは現状としては徐々に削減はされてきてはおります。2017年の食品ロス、これは612万トンということですので、そこに比べますと着実に減ってはきております。これは法整備がされたことによる効果かと思うものの、併せてやはりコロナ禍において外出が抑制をされた中であって、外に出て食事をするという、そういうことが減ってきた

という側面も一方であったのではないかと思います。今日冒頭議長からのお話にもありましたし、また私自身も実感しておりますけれども、大変に人の交流が活発化してきている中にあり、これからはきっと外食産業等においてもかなり抑圧されていたところの反動といたしますか、そこが大きく拡大するのではないかと懸念があります。そういう中であって、2030年までSDGsの目標としては、食料廃棄を目標値、これが400万トンという目標を国では掲げております。これが着実に1年ごと少しずつ減ってはきておりますけれども、残り7年間でこの目標値にSDGs、この食品ロスだけではなく、全てのSDGsの目標が7年間で達成できるかどうかという、そのようなことも危惧されている中であって、今回の食品ロスに関しても同様と捉えております。着実にこのロスの削減に向かっていくようにという、そのような思いが1点あります。

また、2点目には、前文のほうでもお話をさせていただきましたけれども、地球温暖化、これが沸騰化とも言われるぐらい地球が温暖化している。その中に一番の確認をされているのがCO₂の削減というところなのですけれども、この食品ロスに関してのこれを焼却することに係る燃料費、焼却に生ずるCO₂の量というのは莫大なものがあります。以前環境センターで環境フェアがあったときに一生懸命担当の職員の方からも水分をぎゅっと絞ってごみを出していただきたいと。食品を焼却するときに係るCO₂というのはとても多いのですって、大きいのですって、そういう説明があったとおり食品ロスによる廃棄を焼却するエネルギー、これをやはり削減をしていかなければいけないという、大きいテーマがあると考えております。

そして、あと3点目にはやはり生産側、事業者側、そして消費する側、これが一体となって進めていかなければいけない国民運動とならなければ、これが進んでいかないという意味も込めまして、国民運動をさらに推進をすることを求める意見書とさせていただきました。調整のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） ご説明ありがとうございました。

では、調整をお願いしますということでございますので、何かお気づきの点、調整するところがあれば挙手にてよろしくお願いいたします。

では、牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

脱炭素アクションということで、1つリクエストなのですけれども、小分け包装が拡大することなので、環境負荷を低減する包装形態の採用や調査研究も強化してはいかがかなと思えました。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 2点目のところでしょうか。2点目のところに少し書き加えたらどうかというようなご提案でしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

私もおっしゃるとおりだと思っています。小分け包装イコール使う素材がより増えるというようなイメージも、1つであったものを2分の1にすれば、2つ使うのかなというイメージが湧きます。ただ、この中に今ご提案いただいた文言を加えることによって、現状国が取り組んでいるのは例えば同じパッケージであっても環境負荷が非常に少ない、自然に土に返る素材と違ってよく目にしますけれども、そういうものを今とても進めているので、ここの文言の中にそこをしっかりと明記をするというのは大事と考えるので、入れさせていただきたいと思えます。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと3点ほどお聞きしたいのですけれども、今ありました小分けの何か拡大というふうに取れるのですけれども、逆に拡大していけば今は大体焼却が多いので、CO₂が増えてしまうのかなというふうに思うのですけれども、なぜ小分けを拡大していくのかというのがよく分からないという点が1つ。

それから、持ち帰りってあるのですけれども、お店なんかは持ち帰ると、例えば食中毒とかあったりなんかすれば、後のお店の責任もあるので、お店のほうを考えると難しいのかなというのが2点目。

それから、3点目はもともとこれは大量生産するからの原因がありますよね。本元の生産者が大量生産をするところに異議があるので、大量生産のところの本を正さなければやっぱりごみというのは減らないのではないかなって。多少は先ほどおっしゃったように減るのかもしれないけれども、本元は製造業者だと思いのです。そこがなぜ明記されないのか、その3点についてお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

では、桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

小分けに関しましては、今核家族化も増えております。例えば野菜なんかとても分かりやすいのですけれども、1個丸ごとキャベツが棚に置いてあっても1個は必要ない、残ってしまったら結局傷んで廃棄になって、このようなご家庭も増えている現実もあります。半分のほうがいい、4分の1のほうが絶対に無駄にならない、こういうニーズに合わせてそのことによって廃棄を減らすという意味ですので、小分けの容器が増える分、先ほど牛丸議員からもご提案いただきましたけれども、その素材のほうをエコなものに替えていくという、環境負荷の少ないものに替えていくという、そういう意味合いでここは進めていければと思っております。

あと、2点目の持ち帰りに関しましては、これは今吉村議員よりご提案をいただきました、ご確認いただきましたけれども、持ち帰って健康被害が起こるようなものは当然それは条件外だと私も認識をしております。ただし、内容によっては持ち帰ることが可能であるものであればということだと思いのので、そこが明確に分かるようになったほうがよろしければ、そのような表記をちょっと工夫してみようと思ひます。

あと、大量生産ということに関しましては、私もここ5項目めの出荷や加工前に廃棄されているという地域のこの食材の部分で様々調べていったときに、これはすぐに思い浮かぶのが農家さんの野菜だったりはそののですが、よくよく調べてみますと野菜だけでなく、衣類だろうが何だろうが大量に生産をし、店頭に並ぶということが廃棄を拡大しているという側面もあるようですので、そこは例えば農家さんでいけば計画的な生産とかということもあるようですので、そこが生産者側の努力も確認できるような文言も付け加えていけるかどうか自分でちょっと検討してみたいと思ひます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。私も2点ほどお聞きしたいところがございます。

まず、1点目としては、記の中の1なのですけれども、最後の行に「地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化する」というふうにございますけれども、この公表等の体制、公表するということは、どのような形でどこへどこまでの公表をされるのかお伺いしたのと、あともう一つ、最後の記になります。最後の記は、「出荷や加工前に廃棄されて」、今説明されたところなのですけれども、「地方自治体の事業に対して積極的な支援を展開すること」とありますが、これは国にお願いする意見書なので、国がどのような支援というか、もう少し具体的なところをお伺いしたいなと思っています。この支援というか、各自治体のところでも先ほど農家さんのお話が、事例が出ましたけれども、既に自治体として農家さんでされているトマトを規格外が出たときに自治体でピューレにして給食に使われたりとか、販売等にもされている自治体があって、そういうところももう工夫されているということもあったので、そういうところに関しては何かまた国からのお金を、支援を望むのかということも具体的な支援の内容ということをどういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思っています。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

この公表ということに関しては、農水省のほうで評価がホームページ上でなされております。選ばれる企業ということで、食品ロスの削減取組で非常に工夫をされているところということで選ばれる企業という形で紹介があって、これが重要な企業としての評価につながっています。そして、この評価が、ホームページですので、消費者にしっかり届き、理解が進むような形になっておりますので、そこが一つ国としてこういう努力している企業をしっかりとまた応援しようというような方向性になっております。コンビニですとか、隣の町にある大きいショッピングモールなども紹介をされておりましたので、そういうところで具体的にこうやって取り組んでいるのだというのが選ばれる企業という形で評価スタイルになっております。

あと、先ほどの自治体への支援ということで、これなのですけれども、県内ですと東松山市などは産官学で取り組んでいます。ベンチャー企業と自治体と……東松山市と大東文化大学と民間事業者のコークッキングということで、駅の直売所で売れ残った野菜を販売するという、その販売の担い手が大東文化大学の学生さんだったりするという、そういう取組などもされていて、国のほうではそういう取組をしているところを支援をするという事業があるようです。これの事業名が食品ロス削減総合対策事業ということで、しっかりそういう取組をしているところ、例えば先ほどコミュニティフリッジも4項目めに入っておりますけれども、そういう倉庫の借り上げ、また先ほど産官学の説明をしましたけれども、運んでいくときの輸送料、燃油代とかマンパワーの部分とか、そういうところに係る費用も補助をするというような支援の形がありまして、食品ロス削減総合対策事業という、これがありますので、これは各自治体のほうに申請をすれば行き渡るような法律としてありますので、そういうところとマッチングをさせながらしっかりこの運動、事業を展開、拡大をさせていければと思っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

食品ロスということなのですから、記の一番最初に書いてあります「てまえどり」です。これなんかはやはり消費者の理解、それから周知啓発というのでしょうか、そこら辺が非常に大事だと思うのですけれども、それはこのエシカル消費という部分に含まれるとは思っているのですけれども、ちょっとその部分の表記、私の個人的な感想になってしまうかもしれませんが、そういった消費者への理解、国民運動というふうに銘打っているくらいですから、その部分もうちょっと文言加えられないかなというふうに思った次第です。私がふだん利用しているスーパーでも、店内放送でいつも「てまえどり」運動というものを言っています。でも、実際結構商品を後ろから取っていく方っていらっしゃるのです。そこら辺の理解を消費者に求めることも大事なというふうに思ったので、その点いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

「てまえどり」のご意見ありがとうございました。てまえどりの件で今エシカル消費の普及啓発につながるという文言だと思うのですけれども、エシカル消費自体は様々な内容があるわけですから、その様々な内容の中で意外に実行しづらいのがてまえどりではないかなというふうにも思っています。ですので、ここがてまえどりという消費者への呼びかけがもうちょっと身近に受け止められるような文言に修正をする形という受け止めでよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

○議員（本名 洋君） はい。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。1点だけ確認させてください。

提出先なのですから、文部科学大臣が入っているのです。この文部科学大臣の部分ってこの中でどこに当たるかをちょっと確認させてください。そこが分からなかったの、教えてください。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 3番目のところなのですから、事業者側に呼びかけているというところで子ども食堂・子ども宅配という形になっておりますけれども、今林議員からご提案いただいたとおり、子供も主体者側になっていくような形で国民運動の中に子供の認識も含めて深まっていくような形でちょっと文言を修正できるように調整をしてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） 文部科学大臣ということだったので、教育的な何かが入っているといいのかなって思ったので、調整お願いできればと思います。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 先ほど申し上げましたが、教育的な部分の子どももその国民運動の主体者側であるということが理解できるように文言を修正したいと思います、よろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、1点目の食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書については、これで閉じさせていただきます。

次に、これは本名議員が提出者になっております。教員不足を解消し豊かな教育を保障することを求める意見書について調整をさせていただきますので、説明をお願いします。

○議員（本名 洋君） 本名です。すみません、ちょっと画面が真っ黒になってしまって、今見ようと思ったら。ちょっと待ってください。

今回教員不足を解消し豊かな教育を保障することを求める意見書（案）ということで提案させていただきましたと思います。前回の議会では、教員の労働環境の抜本的改善を求める意見書ということで、教員を増やすこと、それから残業代を支給することということで提案させていただきましたが、もうちょっとのところで採択できなかったの、今回はちょっと視点を変えて提案させていただいております。

学校の先生が非常に忙しいということ、これはもう説明の必要はないと思います。先生が不足しているということも非常に社会問題になっております。本当に学校の先生忙しいという中でそれが大きな原因になると思うのですけれども、先生の志願者自体ももうどんどん減ってきているのが現状であります。それがさらに教員の不足に拍車をかけているような状況で、教員の成り手不足、教員が足りない、学校の先生が忙しいという、もうこれ悪循環になってしまっております。教員の、ここにも具体的人数も記させていただきましたけれども、年度初めに担任の先生がいない、しかも補充ができないという、いわゆる未配置、未補充という例も相次いでおります。本町におきましても、私も一般質問の中で何度か質問させていただいているのですけれども、今年度については年度当初この未配置、未補充という状況はなかったのですけれども、加配教育が1名未配置になっているという答弁ありました。また、令和2年度には年度途中で産休の代替教員がなかなか見つからず苦労したということもあったようです。やはり学校の先生を増やさないことには根本的に問題解決しないというところで、記において4点、具体的に提案させていただいております。

まず、1番として、義務教育費国庫負担率の2分の1から3分の1への縮減を元に戻すこと。これは平成18年3月、法改正によって国庫負担の割合が3分の1になってしまったという、これを元に、2分の1に戻してほしいということです。

2番として、学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすこと。これは、国も小学校高学年についてはこの方向で進めようとしているようであります。これによって子供たちはより深い学びを得ることができるし、先生方にとっては負担軽減にもつながるということになります。

3として、学生時代に借りた国の奨学金の返済を、教員になった場合に免除する制度を復活すること。これも国のほうも復活する方向、方針のようですけれども、まだ多分具体的には決まっていないと思います。

それから、4として、35人学級の計画を前倒しで行うということで4点提案させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、調整の箇所等ありましたら、挙手にてお願いいたします。何か確認をしておきたいこととか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

1点なのですが、説明のこの前文のところの中段ぐらいのところに「このような状況は、女性教員が産・育休の取得をためらう。」の次なのですが、「そもそも結婚・出産を躊躇する事態すらもたらしめている」という、この産休、育休取得をためらうのは理解ができるのですが、その次の結婚、出産を躊躇する事態をもたらしめている裏付けというところがちょっと分からないなと思ったので、ご説明をお願いします。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これは、教職員組合のほうのホームページでそのような記載がありました。私もそれに似たような話も聞いていますし、実際妊娠して、女性教員が、おめでとうございますということも何か言いつらいような、そういう雰囲気もあるそうです。ということで、ここに記載させていただきました。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

では、細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

私は記の中の4、「35人学級の計画を前倒しで行うこと」というのは、今35人学級を計画的に令和3年から小学校2年生から各学年ごとに35人学級に徐々にされているということなのですが、令和7年度までの計画らしいのですが、前倒しでということは、一気にもう全部35人学級を進めるということを行っているのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今国のほうも1学年ずつ順次35人学級にしていくというところで進んでいるところですが、その計画をさらに早めて一気に小学校6年生まですぐやってもらえれば、それはそれでいいにこしたことはありませんけれども、1学年ずつとは言わずにもっと早く進めていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

そうすると、やはり学級がまた増えるということになると思うのですが、今でも現に教員が間に合わないというところで一気に35人学級にすると逆効果なのではないかなとは思っているのですが、その件に関していかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

35人学級にするということは、当然教員の定員も増やさなければいけないということで、あくまでそれは定員を増やすことは大前提の話になるわけで、35人学級が増えるということはイコール先生が増えるという、そういう意味でもありますし、子供たちの教育にとってもそのほうがいいという、そういった趣旨であります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

では、小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

自分も記の中でお伺いさせていただきたいと思います。今4番の35人学級のお話が出ていたのですけれども、もし御存じだったら教えていただきたいのですけれども、埼玉県でこれを実施した場合に何名ぐらい教員数が足りなくなるのかとか捉えていらっしゃいますか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そこまでは、私も計算はしていないのですけれども、もし調べられたらそれは調べておきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

やはり35人学級になると先生が足りなくなるというところが出てくるかなと思うのですけれども、先ほど細田議員もおっしゃいましたけれども、この教員不足を解消するための施策の中にこれが入っているというのがちょっと自分も理解ができないというか、教員不足を解消するのを、確かに豊かな教育を保障することにかかってくるのだと思うのですけれども、これ相反する部分もあるのかなということで、これを一つにされた理由というか、その辺の趣旨というか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど細田議員にも説明させていただきましたけれども、教員を増やさないことには35人学級にならないので、だからまず35人学級にするという大前提として教員を増やすということがまずあるので、ここに入れてさせていただきましたが、おっしゃることは理解はできます。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 分かりました。

それから、あと1番なのですけれども、これ国費の負担率を戻すということで、これによってどれぐらいの効果が出るとか、どういう内容になっているとか、その辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これは国の国庫負担が2分の1から3分の1になったということで、その分は県が持つような形になってしまっているのですけれども、これが平成18年ということで、理由はそれだけではないでしょうけれども、これを機に非正規の教員が増えているのです。つまり分かりやすく言うと、国がちゃんと国費で負担してくればいいのですが、都道府県に任されたということで人件費を削ろうという、そこまで思ったかどうかは別として、結果としてそういうふうにもなっているのではないかなというふうに推測はされるところです。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにも手が挙がっておりますので。

では、長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。

記のところで働き方改革を推し進めていかなければいけないことをもう少し入れていただくことで、その中でやはり授業の準備をするためにスクールサポートスタッフの助成金とか、国でも全国に配置されるように予算化している部分がありますので、そういったことも記に入れていただいて、そういったことを基に教員の方が安心して働けるというような雰囲気づくりをしていくというようなことも盛り込んでいただけるとよりいいのかなって思いますので、よろしくお願ひしたいのですが。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

根本的なところで正規の教員を増やしていただければ一番なのですけれども、確かに補助的かもしれませんが、スクールサポートスタッフを増やすこと、当町においてもコロナのときに配置されて非常にありがたかったというお話もあります。国も一応スクールサポートスタッフの予算を増やしてはいるのですけれども、それが具体的に三芳町で増やせるまでの予算にはなっていないのかなというふうに思います。ぜひそれは国のほうでももっと応援していただきたいということで、書き加えることで考えたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

記の少し上のところの説明文のところなのですけれども、「教育の質の低下や近年大きく増えている不登校を助長しかねず」ってあるのですけれども、教育の質は教員が不足したら起こるというのは理解できるのですけれども、不登校は直接的な原因ではない気がするので、教育の質の低下だけに絞ったほうがいいのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私も読み直ししてみてもこんなことを言うのもなんなんですけれども、ちょっと取ってつけたようなというのか、あえて入れなくてもいいかなと思える部分も確かにありましたし、それから「不登校を助長しかねず」という言い方もあれ、ちょっとこれどうかなって、不登校が悪いことのように、今不登校は学校行かなくても大丈夫ですよという、いいですよということになっていると思うので、それをこの助長という言葉はあまり好ましい印象を与えないかなと今さら思ったので、この文は書き換えたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

あともう一つ、記の3番目になるのですけれども、国の奨学金の返済を教員になった場合免除することなのでも、これは何か条件とかは加えない感じでいいのか、一定期間の勤務実績があったほうがいいのかも思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これはもともと日本育英会の時代にあった制度なのですが、いろいろ条件はありました。基本的に学校の教員であればオーケーだったのですけれども、条件はありましたが、例えば今牛丸議員がおっしゃったように学校の教員になったところで奨学金返済したらすぐ退職してしまいましたでは、それは不公平というのか、ちょっとそれはどうかなというふうに思いますので、ここでは具体的なところは書いてありませんけれども、実際それを制度化するに当たってはそういう条件をつけることは必要ではないかというふうには思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

やはり教員の方、離職率も上がっていると思うのですけれども、長く働いていただくような施策につながればと思うので、その辺はちょっと追記いただければなと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

うまく文章で書き加えることができるようでしたら、それは検討させていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

あともう一つお伺いしたいのですけれども、記の2番です。「各教員の授業担当コマ数を減らすこと」についてのメリットがちょっといまいまいちピンとこないのです、もう少し何か分かる例があればお伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これは、実際学校教育課に聞いてみました。三芳においては、例えば音楽とか体育とか専門の担当の教員が授業を行うと。唐沢小については、今もう小学校高学年、完全に教科別の担任にしているということで、それについては学校の担任の先生の負担軽減になる、それから子供たちにとってもより深い学びができるという、そういうお話ありました。なので、これをももちろん三芳に全校で、これは国に対する意見書なので、それを国のほうとして制度的にしっかり進めていただければいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

では、吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。2点ほどちょっとお伺いいたします。

この4点については賛成するものでありますけれども、見出しにもあるように「教員不足を解消し」ってあるので、先ほどから何回も言っていますように、「よって、国においては教員の絶対数を増やすこと」ってなっているので、ここに本来ならば根本的なものは正規職員を増やすこと、これが根本だと思いますけれども、その根本が入らないのはなぜかというのが1点と、それから4番目の30人学級の計画、これ前倒しも当然分かりますけれども、本来20人から30人学級というのが今後求められていく、そういった目標のところだと思うのですけれども、そういった2つの根本的なところをなぜ入らないのかお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私も理想的には正規教員を増やすこと、それからさらに少人数学級、35人ではなく、20人、25人にすること、それはそのほうがいいに決まっています。ただし、現実は今教員が少ないという、足りないというところで、では何ができるかという話で、先ほど長野議員からも提案がありましたけれども、スクールサポートスタッフを増やすとか、とにかく今できることをやってくださいという、そういう趣旨であります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。吉村議員、いいですか。

そうしたら、ほかに。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） そのほかにちょっと付け足していただきたいことが、記のところなのですが、何かで読んだのですが、新卒の教員ばかりを採用するのではなく、30代、40代の方でも教員免許を持っている方の募集をしているところがあるらしくて、そういったことでも教員を増やしていける要因になるのではないかということが書いてあったのですが、そういうことも少し盛り込んでいただいて、そういったことを推進するような形を取っていただくようなことを記入していただけると助かるかなと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 埼玉県が今年度ですか、教員免許を持たない人に教員になってもらおうみたいな、そういう何か政策も入れてきたようなのですが、ただそれは実際なかなか難しいという話でもありました。今長野議員からの提案は実際に教員免許をもらっている方というお話なので、それはいいことかなというふうに思うので、何とか文章に入れられないかなというところで検討させていただきます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 長野議員。

○議員（長野真寿美君） 大学卒業したときに教員免許を持たれても、やはり民間企業に就職して、退職したりとかして、そういったものを持っている方を広く募集をしたりとかして教員を増やしているところもあるそうなので、そういったことを本当に盛り込んでいただければ新人の教員さんだけではなく、そういった年齢はいつているけれども、人生経験のある方も入っていただければ学校としてもいいと思いますので、そういったところを盛り込んでいただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これも私以前一般質問で紹介させていただいたのですが、正規の教員が足りないということで臨時的任用教員、非正規の方もなかなか見つからないということで、70代の方をお願いしてなってもらったという話があり実際あります。そういうご高齢の方に無理をお願いするよりは、もう現役の方に教員になってもらったほうがそれはいいにこしたことはないの、それはその方向でぜひ入れたいというふうに思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

タイトルのところをちょっと確認をさせてください。「教員不足を解消し豊かな教育を保障すること」、こ

れがタイトルなのですけれども、「教員不足を解消し」が主語なのか、この文章でいくと豊かな教育を保障することを求めている形になると、下のところには豊かな教育につながる要素がちょっとないかなと思ってみたりするのですけれども、主題のこのタイトルのところがちょっと気になるのですけれども、その点ご説明をお願いします。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

教員が足りないということは、教員の、学校の先生は非常に忙しいという中において、なかなか一人一人まで目が届かないような現状もあります。学校の先生を増やすことによって子供たち一人一人に目が届くようになる、豊かな教育を保障できるという、そういう意味でこのタイトルにさせていただいたのですが、具体的な部分で申し上げますと、例えば記の2番で、先ほども説明させていただいたように子供たちにとって中身の深い教育ができるようになるということ、それから記の4番で35人学級、少人数学級になれば子供たちに先生方の目が一人一人より届くようになるというところでタイトルもこのような形にさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

このまま全部を変えるって何となくスムーズではないかもしれませんが、一番先ほど来お話しされているのは教員不足の部分なので、例えば豊かな教育を保障するためにも教員不足を解消するのだというような文章の組み立てのほうがまっすぐにこの意見書の意味として届くのかなという感じがしてしまって、この文のつくりのままいくと豊かな教育を保障するというこの意見書になるような印象があったものですから、ちょっと気になって。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

貴重なご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほど長野議員が言われていたのは、埼玉県でやっているペーパーティーチャーセミナーというのがあります。多分そのことだと思いますので、もし入れるのだとしたらそういったこと、令和4年度からセミナーやっていますので、確保に努めているというところが必要かどうかは判断していただければと思いますが。私の聞いたかったのは1つだけ。女性教員が産休、育休の取得をためらうという記述の部分で、女性って入れる意味があるのかなと思っただけなのですけれども、ふだん本名議員が言われていることを考えると、女性入れなくてもいいのではないのかなって思っただけなので、そこら辺も検討してもらえればと思いますが。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ペーパーティーチャーセミナーの、その件はもうちょっと調べたいと思います。

それから、今の産休、育休のご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりです。産休は、女性だけではありませんし、そこら辺もちょっと工夫させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、調整はこれで済みましたので、後は提出を待つということでよろしく願いいたします。

これで意見書の調整は終了とさせていただきます。

ということで、協議事項5点は全てここで終了いたしました。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（内藤美佐子君） 次に、4番目の報告事項ということで、議会広報広聴常任委員会から報告を求められておりますので、委員長よろしく願いします。

菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、議会広報広聴常任委員会より主に3点ですか、申し上げたいと思います。

まずは議会だよりの原稿の締切りなのですけれども、今定例会が14日閉会の予定となっておりますので、3日後になります。18日が原稿の締切りとなります。これは、皆さん18日ということでご承知おきいただきたいと思います。もしも何らかの理由によって遅れる場合には事前に相談をしていただければと思いますので、よろしく願いします。

この件は以上ですが、何か質問があれば。

○議長（内藤美佐子君） 何かございますか。委員長への何か質問があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） なしです。

では、2点目お願いします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、続いてですけれども、今の話で14日に定例会閉会しますので、閉会後は皆さん申し訳ありませんけれども、速やかにポスターの撤去をお願いしたいと思います。これは大丈夫だと思いますので、次、令和6年度の議会報告会の班編成についてです。こちらは、令和5年度と同様といたします。ただし、担当する公民館を竹間沢公民館と中央公民館を入れ替えたいと思います。今回10月に中央公民館を担当した方は竹間沢公民館、竹間沢公民館を担当した方は中央公民館、藤久保公民館は全議員で参加をお願いしたいと思います。ということが決まりましたので、こちらもご承知おきいただきたいと思います。竹間沢公民館は金曜日の夜なので、こちらも間違えないように。10月に中央公民館で行った方は5月11日でしたか、10日だけ、金曜日の夜になりますので、時間の都合をお願いしたいと思います。

以上となります。

○議長（内藤美佐子君） 今の報告は報告ということですので、よろしいでしょうか。確認は大丈夫ですね。

ほかに何か皆さんのほうから何か報告することございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎その他

○議長（内藤美佐子君） では、なしということで、5番目のその他ということですが、その他では皆さんのほうからは何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、あとは事務局のほうから何か報告があればお願いします。

○事務局長（郡司道行君） 事務局からは1点お願いがございます。

先日防災服買っていただいて、皆さん着ていただいてありがとうございました。それと、今度防災の靴です。靴のサイズを事務局のほうにご報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。靴のサイズをそれぞれ事務局のほうにお知らせいただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、今日の全員協議会はこれで終了とさせていただきます。

マイクを事務局にお返しします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（細谷光弘君） 皆様早朝より全員協議会ということで慎重審議ありがとうございました。今週も朝と昼の温度差があまりないとかいう話で昨日まで大変暑かったり、寒暖の差が激しい時期となっております。また、議長が冒頭におっしゃったとおり大変な人出で、飲食店なんかの予約なんかもなかなか取れないような状況になっておりますので、やはりまだ若干コロナや、またインフルエンザも大変はやっておりますので、議会最終日までまだありますので、ぜひ体調に気をつけていただいて、その後また委員会も残っておりますので、年内はしっかりと体調管理していただいて議員活動していただければと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時38分)